

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（案）新旧対照表

○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）（抄）  
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(指定薬物) 第一条 (略) 一〇三十一 (略) (削除) 三十二〇百十七 (略)</p>	<p>(指定薬物) 第一条 (略) 一〇三十一 (略) 三十二 キノリン―八―イル―(五―フルオロペンチ ル)―一―H―インドル―三―カルボキシラート及びそ の塩類 三十三〇百十八 (略)</p>